

原則二二「先住人民の役割」先住人民とその社会及びその他の地域社会は、その知識及び伝統のために、環境管理と発展において必須の役割を有する。国は、彼らの個性、文化及び利益を認め、適切に支持し、持続可能な発展の達成への彼らの効果的参加を可能とするべきである。

原則二三「抑圧下にある人民の保護」抑圧、支配及び占領の下にある人民の環境及び天然資源は、保護されなければならない。

原則二四「武力紛争時の環境保護」戦争行為は、本質的に持続可能な発展を破壊する性格を有する。したがって国は、武力紛争時における環境保護を規定する国際法を尊重し、必要に応じてその一層の発展のため協力する。

原則二五「相互依存性」平和、発展及び環境保護は、相互依存性であり、不可分である。

原則二六「紛争の平和的解決」国は、すべての環境紛争を国際連合憲章に従って、平和的に、かつ、適切な手段により解決しなければならない。

原則二七「国際協力」国及び人民は、この宣言に具現された原則の実施及び持続可能な発展の分野における国際法の一層の発展のため、誠実に、かつ、パートナーシップの精神で協力する。

## 8.3

### 持続可能な発展に関するヨハネスブルグ宣言(ヨハネスブルグ政治宣言)(抄)

採

択 二〇〇二年九月四日(ヨハネスブルグ)

持続可能な発展に関する世界サミット・決議「政治宣言」附属書

#### われわれの原点から未来へ

1 二〇〇二年九月二日から四日にかけて、南アフリ

カのヨハネスブルグにおいて持続可能な発展に関する世界サミットに参集したわれわれ、世界の人民の代表は、持続可能な発展に関するわれわれの約束を再確認する。

2 われわれは、すべての人の人間としての尊厳の必要性を認識した、人道的で、衡平な、思いやりのある地球社会を構築することを約束する。

3 したがって、われわれは、相互依存的で相互補完的な持続可能な発展の支柱「経済発展、社会発展及び環境保護」、地方、国、地域及び全地球のレベルで発展させ、強化させる共同責任を引き受ける。

4 (略)

5 したがって、われわれは、相互依存的で相互補完的な持続可能な発展の支柱「経済発展、社会発展及び環境保護」、地方、国、地域及び全地球のレベルで発展させ、強化させる共同責任を引き受ける。

6 (略)

7 人類は重大な岐路に立っているという認識から、われわれは、貧困の撲滅と人間の発展をもたらす、実際の目に見える行動の必要性に積極的に対応すべく、確固たる努力を行うという共通の決意に基づいて連帯した。

8 ストックホルムからリオ・デ・ジャネイロ、そしてヨハネスブルグへ

9 三〇年前、ストックホルムにおいて、われわれは環境悪化の問題に対処する緊急の必要性について合意した。一〇年前、リオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境発展会議において、われわれは、リオ原則に基づいて、環境保護、社会発展及び経済発展は持続可能な発展にとって不可欠であることに合意した。このような発展を達成するため、われわれは、

アジェンダ21と題するグローバルな計画並びに環境及び発展に関するリオ宣言を採択した。われわれは、それらに対するわれわれの約束を再確認する。リオ・

サミットは、持続可能な発展のための新たな課題を設定する重要な画期であった。

#### 9 (略)

10 ヨハネスブルグ・サミットにおいてわれわれは、持続可能な発展のビジョンを尊重し、それを実施する世界を実現すべく共通の進路を見つけようとして建設的に努力する多様な人民とその見解をまとめるために多くのことを成し遂げた。ヨハネスブルグ・サミットはまた、地球のすべての人民の間でグローバルなコンセンサスとパートナーシップの実現に向けて、重要な進展がなされたことを確認した。

われわれが直面する課題

11 われわれは貧困の撲滅、消費及び生産様式の変更、並びに経済発展及び社会発展の基礎となる天然資源の保護及び管理が、持続可能な発展の包括的な目的であり、不可欠の要件であることを認める。

12 人間社会を富裕層と貧困層に分け隔てる深い亀裂、及び先進世界と発展途上世界の間でますます広がる格差は、全地球的な繁栄、安全及び持続性にとって重大な脅威を構成する。

13 地球環境は悪化し続けている。生物多様性の喪失は続き、漁業資源は枯渇し続け、砂漠化はますます肥沃な土地を奪い、気候変動の悪影響はすでに誰の目にも明らかであり、自然災害はますます頻繁に発生して被害を拡大させ、発展途上国はますます脆弱にされている。そして大気、水及び海洋の汚染は何百万の人々から人並みの生活を奪い続けている。

14 グローバリゼーションは、これらの課題に対して新たな様相を加えてきた。市場の急速な統合、資本移動及び世界の投資量の著しい増加は、持続可能な発展を実現するため新しい課題と機会をもたらした。しかし、グローバリゼーションの利益と代価は均等に配分されず、発展途上国はこの課題に対処するうえで特別の困難に直面している。

## 15 (略)

### 持続可能な発展に対するわれわれの約束

16 われわれは、われわれの結集した強さである豊かな多様性が、変化のための建設的パートナーシップと持続可能な発展という共通の目標達成のために用いられることを確保するよう決意する。

17 (略)

18 われわれは、ヨハネスブルグ・サミットが人間の尊厳の不可分性に焦点を当てたことを歓迎し、達成目標、期限付きの実施計画及びパートナーシップを通じて、清浄な水、衛生、適切な住居、エネルギー、健康管理、食糧の安全保障及び生物多様性の保護といった基本的要求へのアクセスをすみやかに増大させることを決意する。同時にわれわれは、財源へのアクセスを可能にし、市場開放から利益を得て、能力の構築を確保し、発展をもたらす現代技術を利用するためお互いに助け合うことを目的に協働し、かつ低開発を恒久的に追放するための技術移転、人材開発、教育及び訓練を確保する。

19 われわれは、人民の持続可能な発展に深刻な脅威となる世界的な状況に対する戦いに特別な関心を持つという誓約を再確認し、そのことに優先的に注意を払う。これらの状況とは、慢性的飢饉、栄養失調、外国による占領、武力紛争、違法薬物の問題、組織犯罪、汚職、自然災害、違法な武器取引、人身売買、テロリズム、不寛容及び人種、民族、宗教その他の憎悪の扇動、外国人排斥、並びに特に HIV/AIDS、マラリア、結核といった風土病、伝染病および慢性病である。

20 われわれは、女性の権利拡大と解放及びジェンダーの平等がアジェンダ21、ミレニアム開発目標及びヨハネスブルグ・サミットの実施計画に含まれるすべての活動の中に組み込まれることを確保するよう約束する。

## 24 21 ~ 23 (略)

われわれは引き続き、発展途上小島嶼国及び後発発展途上国における発展のニーズに特別の注意を払う。

25 われわれは、持続可能な発展において先住人民が不可欠の役割を担うことを再確認する。

26 われわれは、持続可能な発展は、あらゆる段階の政策形成、意思決定及び実施において、長期の視野と広範な参加を必要とすることを認める。われわれは、すべての主要グループの独立した重要な役割を尊重しつつ、社会的パートナーとして、それら主要グループとの安定したパートナーシップのために活動を続ける。

27 われわれはまた、大企業と小企業を含む民間部門は、その正当な活動を行うに当たって、衡平で持続可能な共同体及び社会の進展に寄与する義務があることに同意する。

28 29 (略)

30 われわれは、アジェンダ21、ミレニアム開発目標及びヨハネスブルグ・サミットの実施計画の効果的な実施のために、すべてのレベルにおけるガバナンスを強化し改善することを約束する。

### 未来は多数国間主義にある

31 持続可能な発展という目標を達成するために、われわれは、より効果的かつ民主的で、責任を持つ国際制度及び多数国間の制度を必要とする。

32 われわれは、国際連合憲章の原則及び目的、国際法並びに多数国間主義の強化に対するわれわれの約束を再確認する。われわれは、世界で最も普遍的かつ代表的な機関であり、持続可能な発展の促進に最適な機関として、国際連合の指導的役割を支持する。

33 われわれはさらに、われわれの持続可能な発展の目標と目的の実現に向けて、定期的に進捗状況を監視すること約束する。

## 実現へ向けて

### 34 35 (略)

われわれは、持続可能な発展に関する世界サミットの実施計画と、そこに含まれる期限を定めた社会経済上及び環境上の達成目標の実現を加速化することを約束する。

37 人類発祥の地であるアフリカ大陸から、われわれは、全世界の人民及びこの地球を確かに受け継ぐ新しい世代に対して、持続可能な発展という共通の願いの実現を確保すると決意したことを厳粛に誓約する。